

**「第2次出雲市障がい者計画」「第6期出雲市障がい福祉計画」
「第2期出雲市障がい児福祉計画」素案について**

1. 前回の協議会からの変更点

計画の構成を変更し、4部構成に変更

第1部: 計画全体に関する事項

第2部: 第2次出雲市障がい者計画に関する事項

第3部: 第6期出雲市障がい福祉計画に関する事項(基本方針、サービス見込値)

第4部: 第2期出雲市障がい児福祉計画に関する事項(基本方針、サービス見込値)

2. 委員からの意見の反映【資料2】

3. 今回の計画の趣旨(コンセプト)

ぬくもりあふれる共生のまち いずも

国・県の基本計画の理念に基づき、2点を計画のコンセプトとして策定

○共生社会の理念に基づく、障がい者への理解促進

○障がい者の地域生活を支援するための基盤整備

4. 前計画からの変更点、今回計画のポイント

(1) 障がい者計画

前計画の目標・理念を受け継ぎつつ、基本施策の体系を変更

前回の計画	今回の計画
1. 障がい児を支援するために連携する	1. 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進
2. 就労を支援する	2. 地域生活の充実
3. 地域移行を支援する	3. 就労支援
4. 社会参加を支援する	4. 保健・医療、教育の充実
5. 人材を育成する	5. 生活環境、災害時支援
6. 権利擁護・災害時支援	

○「共生社会」の実現に向け、障がい者差別解消法や手話普及推進条例に基づいた、あいサポート運動や手話普及の取組みを実施。

○令和3年度に整備予定の「出雲版地域生活支援拠点」において、障がい者の緊急時における体制整備や体験の場の確保等による地域生活の支援を行う。

○施策推進協議会や各事業所、医療機関その他の組織の連携による支援体制の継続

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

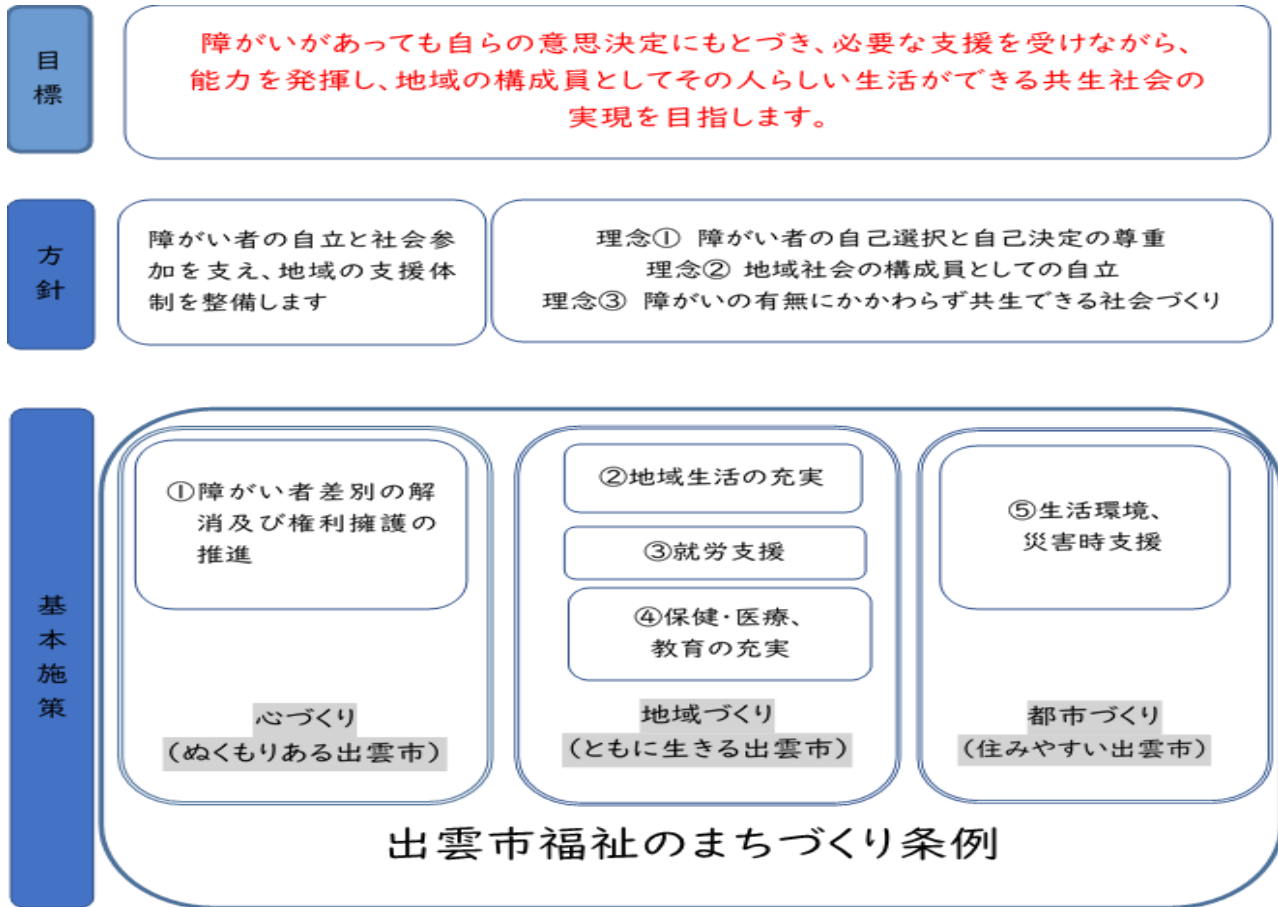
①国の新たな基本指針に基づき、成果目標を設定

相談支援体制の充実・強化、福祉サービス等の質の向上、医療的ケア児支援など

②市民・事業者へのアンケート結果、実績等を踏まえ各種サービスの目標数値を設定

5. 障がい者計画の基本的な考え方と施策体系

第2次障がい者計画では、出雲未来図や福祉のまちづくり条例を念頭に、障がい福祉に関する施策の基本的な考え方とそれに基づく事項を定め、障がい者の意思決定を尊重し、自立及び社会参加を積極的に推進することにより地域社会の構成員として、その人の能力を生かした自分らしい生活ができる共生社会の実現をめざします。



出雲市の重点的な取組み

<h4 style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">手話、あいサポート運動普及に向けた取組み</h4> <ul style="list-style-type: none"> 島根県初の手話言語条例「出雲市手話の普及の推進に関する条例」に基づき、手話への市民の理解を深め、互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします 「あいサポート運動」の普及推進のため、市民や事業者が障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、配慮ある行動につながるよう取り組みます。 	<h4 style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">オール出雲での支援体制</h4> <ul style="list-style-type: none"> 施策推進協議会、サービス調整会議、5つの専門部会、ネットワーク会議などが相互に連携して障がい福祉サービスをより良いものにしていく体制を整えています。オール出雲で障がい者の暮らしを支える取組を推進していきます。
<h4 style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">地域移行に向けたフォーマル・インフォーマルな支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の地域移行を支援するため、医療機関・福祉サービス事業所等によるフォーマルな関係での支援を行うとともに、お互いが顔の見える関係を築き、インフォーマルな関係も加えた総合的な支援体制を進めていきます。 	<h4 style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">人生を見据えた地域生活支援拠点づくり</h4> <ul style="list-style-type: none"> 「出雲版地域生活支援拠点整備」(仮称:○○)により、緊急時の受け入れと対応を中心として、障がい者の高齢化・重度化とともに親の高齢化や「親亡き後」に対応していきます。

6. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

(1) 基本方針

地域共生社会を実現するためには、障がい者とその家族の自己決定権を尊重し、その意思決定の支援に配慮していく必要があります。そのためには、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を利用しつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、多様な活動に参加できる体制を整備し、その個性や能力を発揮できるまちづくりを進めていきます。

また、障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

なお、障がい児支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。そのために、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するための取組みを進めます。

(2) 具体的な施策

1	地域における生活の維持及び継続の推進
(1)	地域生活支援拠点の機能の充実
(2)	入所等からの地域移行に向けての体制確保
2	福祉施設から一般就労への移行
(1)	一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の促進
(2)	就労定着支援事業の利用促進
(3)	農福連携の更なる推進と理解促進等
3	「地域共生社会」の実現に向けた取組
(1)	障がい者虐待の防止と養護者に対する支援
(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進
(3)	地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援
(4)	発達障がい者等支援の一層の充実
(5)	多文化共生社会の実現に向けた取組み
4	障がい者の社会参加を支える取組
(1)	障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備推進
5	相談支援体制の充実・強化等
(1)	相談支援体制の充実・強化等
6	障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
(1)	児童発達支援センターの機能強化
(2)	保育所等訪問支援の地域支援体制の整備
(3)	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
(4)	医療的ケア児支援のための関係機関の連携
(5)	保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
(6)	障がい児相談支援の提供体制の確保、整備
7	障がい福祉サービス等の質の向上
(1)	障がい福祉サービス提供事業者の質の向上
(2)	障がい福祉人材の確保

(3) 成果目標

本計画においては国の指針に基づき、成果目標を設定します。いずれの目標においても国の目標を上回るもしくは満たす目標とし、本市においても現況を上回るもしくは維持する目標としています。

成果目標①「地域生活支援拠点等の整備」

項目	目標	説明
拠点の整備箇所数	1箇所	令和3年度に1箇所を運用開始
運用状況の検証・検討	2回/年	各年度における検証・検討回数

成果目標②「施設入所者の地域移行に向けての体制確保」

項目	目標	説明
施設入所者の削減人数(令和元年度末時点の入所者数-令和5年度末時点の入所者数)	5人 1.7%	差引減少見込み数
地域生活移行者数	18人 6%	令和元年度の施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

項目	目標	説明
一般就労移行者数	26人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	11人	
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	1人	
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	15人	
就労定着支援事業の利用者数	48人	令和5年度において就労定着支援事業を利用者する者の数
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数	4事業所	就労定着支援事業所のうち、令和5年度において就労定着率が8割以上の事業所数

成果目標④「相談支援体制の充実・強化等」

項目	目標	説明
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組	実施	サービス調整会議、専門部会において検討を進め、体制の強化を図る。

成果目標⑤「障がい児支援の提供体制の整備等」

項目	目標	説明
児童発達支援センターの設置	3箇所	令和5年度末時点の設置箇所数
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	8箇所	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	令和5年度末までに協議の場を設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	複数配置	令和5年度末までにコーディネーターを複数配置

成果目標⑥「障がい福祉サービス等の質の向上」

項目	目標	説明
障がい福祉サービス等の質の向上	実施	専門部会において検討を進め、体制の強化を図る。

(4) 各種サービスの目標値

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障がい福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。下記の障がい福祉サービス等の計画目標は、具体的には過去5年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向やアンケートによる利用意向、事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

区分	事業名	内容	H30 実績	R1 実績	R2 実績 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	単位
訪問系	居宅介護等	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助 ※重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護も含む	5,269	5,215	5,321	5,428	5,538	5,650	時間/ 月
日中活動系	生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	9,116	9,163	9,243	9,323	9,404	9,486	人日/ 月
	自立訓練(機能訓練)	自立した地域生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行う。	51	36	38	40	40	40	人日/ 月
	自立訓練(生活訓練)	自立した地域生活ができるよう、一定期間、日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行う。	441	460	460	460	460	460	人日/ 月
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、能力向上の訓練など必要な訓練を行う。	755	681	612	612	612	612	人日/ 月
	就労継続支援A型	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行う。	1,049	1,098	1,108	1,119	1,130	1,141	人日/ 月
	就労継続支援B型	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行う。	8,627	8,999	9,351	9,717	10,097	10,492	人日/ 月
	就労定着支援	就労に伴い生じている生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。	3	10	14	15	16	17	人/月
	短期入所支援	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	282	353	350	365	370	375	人日/ 月
居住系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。	59	58	59	60	61	62	人/月
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	186	189	196	214	228	236	人/月
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	292	289	287	286	285	283	人/月
相談支援	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面での問題等の確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行う。	1	3	5	6	7	9	人/月
	計画相談支援	サービスの適切な利用に向け、障がい者の状況に応じ、サービス等利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行う。	617	679	722	768	817	869	人/月
	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保等必要な支援を行う。	4	3	3	4	5	6	人/月
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	68	64	67	70	73	76	人/月

区分	事業名	内容	H30 実績	R1 実績	R2 実績 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	単位	
障がい児通所支援	児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う。	491	419	396	374	354	335	人日/月	
	放課後等デイサービス	障がい児の生活能力向上のため、必要な訓練や社会との交流の機会を提供する。	3,855	4,040	4,242	4,412	4,544	4,635	人日/月	
	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	30	24	25	26	28	29	人日/月	
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。	0	0	0	0	0	3	人日/月	
障がい児相談支援		障がい児通所支援の申請や変更の申請に係る障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行う。	319	323	361	375	386	394	人/月	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業		引き続き、障がい者への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。							
	自発的活動支援事業		1	1	1	2	2	2	団体/年	
	相談支援事業		9	9	9	9	9	9	箇所/年	
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て	判断能力が不十分で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方に、市長が代わって申立てを行う。	4	3	4	3	3	3	件/年
		報酬助成	成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う。	9	8	10	8	8	8	
	意思疎通支援事業	手話通訳等登録者数	手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行う。また、意思疎通支援者の養成を目的として、手話奉仕員養成講座を2か年で実施する。	148	161	161	177	178	195	人/年
		派遣事業実利用者数		44	41	41	45	45	45	
手話奉仕員新規登録者数		-		16	-	16	-	17		
日常生活用具給付等事業		重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する。	875	836	842	848	854	860	件/年	
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出のための支援を行う。	22,124	22,054	21,792	22,040	22,260	22,480	時間/年	

区分	事業名		内容	H30実績	R1実績	R2実績見込	R3見込	R4見込	R5見込	単位
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障がい者生活介護型	通所により、次の訓練等及び、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供する。	4	4	4	4	4	4	人/年
		精神障がい者通所型		174	231	237	237	237	237	
		障がい者共同作業所移行型		14	12	12	12	12	12	
		訪問入浴事業	訪問により居宅での入浴サービスを提供する。心身の状況から清拭や部分浴も行う。	872	892	867	867	867	867	回/年
		日中一時支援事業	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者(児)の日中一時預かりを行う。	15,348	13,623	14,294	14,997	15,735	16,510	時間/年
		重度訪問介護利用者大学修学支援事業	重度障がい者が修学において必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、修学に必要な身体介護等のサービスを提供する。	利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。						
		職親委託事業	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。	現在1事業者のもとで利用がありますが、今後については利用者や事業者が限定されると見込まれるため、目標値は定めません。						
		身体障がい者自動車改造費助成事業	身体障がい者自身が所有し運転する自動車を改造する場合、あるいは身体障がい者が自動車に乗降するための改造をする場合の経費を助成する。	11	9	9	11	12	13	件/年
	身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成する。	0	4	3	4	4	5	件/年	
出雲市独自サービス	障がい者福祉タクシー	一般用	在宅の障がいのある方の社会参加促進を図るため、市民税が非課税である対象者へ障がい者福祉タクシー券を交付する。	38,195	38,494	37,683	36,889	36,111	35,350	枚/年
		車いす用		11,477	10,803	10,460	10,128	9,807	9,495	
		ストレッチャー用		3,535	2,878	2,932	2,986	3,042	3,098	
		腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	自宅から片道5km以上の医療機関に通院して人工透析を受ける方に対し、距離に応じた交通費を助成する。	191	183	183	183	183	183	人/年
		自立支援医療費助成事業	自立支援医療給付を受けている方が自己負担する医療費の一部を助成する。	-	-	-	-	-	-	-
		手話普及推進条例	手話普及推進条例に基づき、手話への市民の理解を深め、手話の普及を推進することを目的とした取組みを行う。	条例に基づき以下の施策を実施していきます。 (1)手話に触れる機会の拡大 (2)手話を学ぶ機会の確保 (3)手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大 (4)手話による意思疎通支援の充実 (5)手話通訳者等の育成及び確保 (6)その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援						
	障がい者福祉施設整備補助	社会福祉法人等が、障がい者及び障がい児福祉施設の施設整備または設備整備を行う場合に、その経費の一部を補助する。	障がい者福祉施設整備費補助を利用する事業者が市では見込めないことから、目標値は定めません。							